

定 款

公益社団法人 関西労働衛生技術センター

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人関西労働衛生技術センターと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪市北区に置く。

(目的)

第3条 本会は、労働衛生に関する健康診断及び作業環境測定、関連技術の研究、労働衛生全般にわたる知識の普及指導援助、講習等の実施を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 労働衛生に関する特殊健康診断
- 2 作業環境の測定
- 3 特殊健康診断及び作業環境の測定に関する技術の開発
- 4 労働衛生知識の普及啓発
- 5 労働衛生全般にわたる指導援助
- 6 講習等

2 第1項に規定する公益目的事業は、全国の都道府県内の区域内（近畿地方、中・四国地方、中部地方）において行うものとする。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本会の広告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して、入会した個人又は団体
- 2 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者で社員総会において、推せんされた者
- 3 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て定める所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会において承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会 費)

第 8 条 正会員は、社員総会の議決を経て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納めなければならない。

(退 会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、会員の申し出によって退会することができる。

2 次の場合には退会したものとみなす。

(1) 死亡又は解散若しくは、これに類する事実が生じたとき。

(2) 会費を1年以上にわたって納入しないとき。

(除 名)

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するときには、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員として重要な義務を履行しないとき。

(4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第 3 章 役員等

(種別及び定数)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 12名以上18名以内

(2) 監 事 2名以上 3名以内

- 2 理事の中に、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名を置く。
- 3 前項以外に、理事会が必要と認めた場合は常務理事2名以内を置くことができる。
- 4 会長を代表理事とし、専務理事及び常務理事は一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員のうちから選任する。
- 2 会長は本会の代表理事として理事会の決議によって選定する。
 - 3 副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により選定する。
 - 4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人をおかねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。
 - 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。
監事についても、同様とする。
 - 7 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の権限は理事会の決議を経て定める職務権限規定による。
 - 4 本会の業務を執行する理事（業務執行理事）はこの定款及び理事会の決議に基づき、その業務を行う。
 - 5 業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、本会の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。
- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。

- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、その該当行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び幹事の任期の満了する時までとする。
 - 3 この定款で定めた役員（理事及び監事をいう。）の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第17条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員には、総会の決議により、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関する支給基準（役員報酬規定）は、社員総会の決議を経て定める。
 - 4 役員報酬規定は、公表するものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第19条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会の取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本

会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問及び参与を若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長の求めに応じて当会の業務に参画するものとする。

第4章 社員総会

(種類)

第21条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成及び議決権の数)

第22条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、社員総会においては、各1個の議決権を有する。

(権限)

第23条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、議決をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、第25条第3項の書面に記載した目的である事項以外については、議決することが出来ない。

(開催)

第24条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前項の規定による請求した正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(招集)

第25条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、理事会（前条第2項3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正社員）は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) その他法務省令で定める事項

4 会長（前条第2項の規定により正会員が招集する場合にあつては当該正会員）は、社員総会の日前の1週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を掲載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、前項第3項に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日前の2週間前までに、当該事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、社員総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第3項3号に掲げる事項を定めた場合には、招集の手続を省略することができない。

（議長）

第26条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において決めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（定足数）

第27条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（議決）

第28条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

（議決権の代理行使）

第29条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として（代理人によって）社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

（書面による議決権の行使）

第30条 書面により議決権の行使できる場合には、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会の議決の省略)

第31条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第32条 会長が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意志表示をしたときには、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については法務省令に定めるところにより、書面をもって作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席会員または理事の中から、その会議で選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(社員総会運営規則)

第34条 社員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会議事運営規則によるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することが出来ない。
 - (1) 重要な財産の処分
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 本会の業務の適性を確保するための体制の整備
- (6) 第46条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第15条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第38条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議等の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）

の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会のへの報告の省略）

第43条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第5項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第44条 理事会の議事については、法務省令に定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面によって作成されているときは、理事会に出席した会長及び監事は、これに署名し、又は署名押印をしなければならない。

（理事会の規則）

第45条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第6章 役員等の損害賠償責任

（役員等の責任軽減）

第46条 本会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による議決をもって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間に、同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金15万円以上であらかじめ定められた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 財産及び計算

(財産の維持及び処分)

- 第47条 会長は、第4条第1項に規定する公益事業を行うための財産（以下「特定財産」という。）について、その適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 本会の事業遂行上やむを得ない理由により、特定財産の一部を処分し、又は、担保に供する場合には、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の3以上の議決を得なければならない。
 - 3 特定財産の維持管理及び処分に関する事項は、次条に定める財産管理運用規定によるものとする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

- 第48条 第4条第1項に規定する、公益目的事業を行うために特定財産（基本財産その他法令上の区分による財産）及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第49条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認に基づき予算成立の日まで事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。
 - 3 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
 - 4 会長は、第1項に規定する事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書））及び事業報告並びに、これらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）と財産目録を作成しなければならない。
- 2 前項に規定する計算書類等並びに財産目録については監事の監査を受け、これらにつき理事会の承認を受けなければならない。
 - 3 会長は、監査を受けた計算書類及び事業報告及び財産目録を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。
 - 4 前項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された計算書類並びに、財産目録は、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 5 会長は、第3項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された事業

報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

- 6 会長は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、計算書類並びに財産目録等を行政官庁に提出しなければならない。
- 7 本会は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（及び損益計算書(正味財産増減計算書)）を公告しなければならない。

（長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け）

- 第51条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

- 第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

- 第53条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更等）

- 第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。
- 2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

（合併等）

- 第55条 本会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

- 第56条 本会は一般社団・財団法人法148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか社員総会において、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によ

り解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会は、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第60条 本会の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 社員総会及び理事会の議事録
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (10) 財産目録
- (11) 事業報告
- (12) 附属明細書
- (13) 会計監査報告書
- (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要

なものを記載した書類

(15) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧等については、法令の定めるによるほか、理事会の議決を経て定める情報公開規則によるものとする。

第10条 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この定款は平成24年11月1日（公益社団法人の設立の登記を行なった日）から施行する。

2 公益社団法人の設立登記時の代表理事は、次のとおりとする。

大阪府堺市東区白鷺町2-9-5

川岸 隆彦

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第53条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。